

はじめに	1
1. 自然再生推進法の制定まで	2
2. 自然再生とは何か	3
3. 自然再生推進法の概要	4
●自然再生推進法に基づく自然再生事業実施の流れ	5
4. 自然再生基本方針について	6
●自然再生基本方針見直し（令和元年12月閣議決定）のポイント	7
5. 地域における自然再生事業の進め方	8
●自然再生協議会の組織化	8
●自然再生全体構想の作成	9
●自然再生事業実施計画の作成	9
●自然再生推進法の基本理念等に沿った取り組みの実施	10
●その他自然再生の推進に当たって重要な視点	12
自然再生推進法（全文）	13
自然再生基本方針（全文）	15



はじめに

自然環境は、生物多様性と自然の物質循環を基礎とし、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。しかし、これまで人間が行ってきた自然の再生産能力を超えた自然資源の過剰な利用などの行為により、自然環境が損なわれ衰退しつつあります。

わが国では、戦後、高度経済成長期を経て自然災害に対する安全性や生活水準は向上してきましたが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の増大によって自然環境に大きな負荷を与えてきたことも確かです。

現在、自然と共生する社会の実現は重要な課題であり、地域固有の生態系その他の自然環境について、その特性に応じた保全に努めるとともに、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を、自然再生を取り組むことで積極的に取り戻すことが必要です。

また、自然再生の取組は、地域の様々な主体と連携して行う取組であり、地域コミュニティの維持・再生、エコツーリズムなどの観光の促進など地域の活性化につながるものです。

これらは背景として、平成15年1月1日に自然再生推進法が施行され、地域の発意により多様な生態系を対象に自然再生の取組が進められています。なお、平成26年11月と令和元年12月には、自然再生を取り巻く環境の変化を踏まえながら、その一層の推進を図るため、自然再生基本方針について必要な見直しを実施しています。